第３　清算株式会社の資産の換価
１　清算株式会社は、債権者集会までに資産換価を終了したものとして扱い、債権者集会までに弁済期が到来しない債権については、額面額で株式会社ファシックへの弁済原資に加えて代物弁済するものとする。
２　清算株式会社は、前項の弁済原資に加える債権につき、本協定の認可決定確定後ただちに、債権譲渡通知を債務者に対し発する。
第４　弁済方法
本協定に基づく協定債権の弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第５号
奈良県磯城郡田原本町大字千代579番地の１
清算株式会社　株式会社奈良ニシカワ
代表清算人　田中　啓義
１　決定年月日　平成30年３月12日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
２　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
１　定義
⑴　金融債権者とは、奈良県信用保証協会、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社第三銀行をいう。
⑵　金融債権とは、金融債権者の保有する協定債権をいう。
⑶　一般金融債権とは、金融債権の内、被担保債権を除く債権をいう。
⑷　非金融債権者とは、金融債権者を除く債権者をいう。
２　協定債権の弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、次のとおり算定される弁済額を弁済し、弁済時に債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
ア　弁済額の算定
㋐　金融債権者の弁済額
清算業務終了時において、平成29年１月31日時点の一般金融債権額を基準債権額として、清算株式会社が有する現預金143万4263円を基準債権額により按分した金額とする。
㋑　非金融債権者の弁済額
非金融債権者の弁済額は、金０円とする。

以上
奈良地方裁判所葛城支部

再生手続開始

平成３０年（再）第１号
福岡市中央区那の津３丁目12番24号
再生債務者　株式会社トーヨー精工福岡
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成30年５月28日から平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

再生計画認可

平成２９年（再）第６号
名古屋市昭和区川原通５丁目２番地の３　ロイヤルインターナショナルビル３Ｆ
再生債務者　スムネッシュ　クマール（ＫＵＭＡＲ　ＳＵＭＮＥＳＨ）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年３月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再）第７号
名古屋市昭和区川原通５丁目２番地の３　ロイヤルインターナショナルビル３Ｆ
再生債務者　柴田　晴美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年３月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

平成２９年（再イ）第３４４号
横浜市南区別所中里台35番６号
再生債務者　新保　誠志
１　決議に付する再生計画案　平成30年３月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月29日まで
平成30年３月15日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第６６８号
東京都江戸川区中葛西４―14―14
再生債務者　江橋　リエ（旧姓青木）
１　決議に付する再生計画案　平成30年２月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月30日まで
平成30年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第６７６号
東京都葛飾区東金町１－３－１―1507
再生債務者　篠田　　修
１　決議に付する再生計画案　平成30年１月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月30日まで
平成30年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第６８０号
埼玉県八潮市大瀬５―10―13―402
再生債務者　加賀見拓磨
１　決議に付する再生計画案　平成30年１月12日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月30日まで
平成30年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第７１１号
神奈川県横浜市青葉区荏田西１－５―17―303
再生債務者　石井　和仁
１　決議に付する再生計画案　平成30年２月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月30日まで
平成30年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第７２６号
東京都港区芝３－４―18―1501
再生債務者　古川　弘樹
１　決議に付する再生計画案　平成30年２月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月30日まで
平成30年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第７３４号
東京都杉並区和泉１－３－７
再生債務者　佐野可永夢
１　決議に付する再生計画案　平成30年２月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月30日まで
平成30年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第７４７号
東京都練馬区豊玉北５－７―18―1003
再生債務者　歌津　充裕
１　決議に付する再生計画案　平成30年２月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月30日まで
平成30年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第８２８号
東京都武蔵村山市伊奈平４―18―45
再生債務者　早川　国弘
１　決議に付する再生計画案　平成30年３月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月30日まで
平成30年３月13日
東京地方裁判所民事第20部